

入札公告

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び日出町契約事務規則（平成26年4月1日規則第15号）第26条に基づき、制限付一般競争入札（以下「入札」という。）について次のとおり公告する。

令和8年5月21日

日出町長 安部 徹也



1 入札に付する事項

- (1) 入札件名 日出町立小中学校GIGAスクール端末等の売払処分業務
- (2) 内 容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和8年10月31日まで
- (4) 引渡時期 契約日の翌日から令和8年6月30日まで

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。）を受けていること。または資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく製造事業者であること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の認定計画に基づくパソコン・タブレットの処分実績について、仕様書に定める要件を満たしていること。
- (4) 日出町競争入札参加有資格者名簿に登載されている業者であること。なお、登録業種は問わない。
- (5) 入札公告日から開札日までの間に、日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成25年3月26日日出町告示第19号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (7) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。

3 入札仕様書の質問

(1) 仕様書の内容について質問がある場合は、電子メールにより提出することとし、提出期間、回答期限は下記のとおりとする。なお、回答については、下記の回答期限までに日出町ホームページに随時掲載する。ただし、質問がない場合は掲載しない。

①提出期間 令和8年5月28日(木) 17時00分まで

②回答期限 令和8年5月29日(金) 17時00分まで

(2) 提出方法は、電子メールで日出町財政課 契約検査係宛てに提出すること。

提出にあたっては、標題を「日出町立小中学校GIGAスクール端末等の売却処分業務の質問」とし、送信後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。なお、ファイルはPDF形式で提出すること。

電子メールについては、容量の制限(10MB)があるので十分留意すること。

【送付先アドレス】 keiyaku@town.hiji.lg.jp

【送信後連絡先】 0977-73-3117 (日出町財政課 契約検査係 直通)

4 入札参加申込みの方法

(1) 本入札の参加希望事業者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、下記に示す提出書類を下記期限までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出書類の様式は、日出町ホームページからダウンロードするものとする。

【提出書類】 ①制限付一般競争入札参加資格確認申込書

②使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第10条第3項の認定(使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。)を受けていることを証明する書類の写し(認定証等)

③処分実績のわかる書類の写し(法令に基づいて提出している報告書)

※①の書類については押印不要。

【提出期限】 令和8年6月1日(月) 17時00分まで

(2) 書類の提出は、1回のみとする。

(3) 提出方法は、日出町競争入札参加資格申請で登録されているメールアドレスから提出することとする。なお、登録内容が不明な場合等は、日出町財政課 契約検査係宛に事前に連絡確認することは可能とする。

提出にあたっては、標題を「日出町立小中学校GIGAスクール端末等の売却処分業務の参加申込」とし、送信後は、必ず電話にて受信確認を行うこと。なお、ファイルはPDF形式で提出すること。

5 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は提出時のメールアドレス宛に通知する。

【通知予定日】 令和8年6月2日(火)

6 入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

(1) 入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、町長に対し書面（様式任意）によりその理由の説明を求められることができる。

①提出期限 通知を受けた日の翌日から起算して3日以内の17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

②提出場所 大分県速見郡日出町2974番地1 日出町役場 財政課 契約検査係

③提出方法 書面（様式任意）は持参又は郵送（期限日必着）によるものとする。

(2) 回答は、(1)に規定する期間の最終日の翌日から起算して3日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札及び開札

(1) 入札及び開札の方法

本入札は郵便入札とする。

入札書等の郵送は、書留郵便（一般書留または簡易書留）によるものとし、電送等によるものは受付けない。また、提出書類の様式は、日出町ホームページからダウンロードするものとし、郵送時は「郵便入札に関する説明書」（別添参照）に従って提出すること。

【提出書類】 ①入札書

②入札金額内訳書

※①②の書類には、押印したものを提出すること。

【提出期限】 令和8年6月8日（月）17時00分 必着

(2) 開札の日時及び場所

【開札日時】 令和8年6月9日（火）9時00分

【開札場所】 日出町役場入札室（旧館2階）

(3) 入札回数

入札回数は1回のみとする。

(4) 落札者の決定方法

資格を確認した有効な入札で、日出町契約事務規則第28条の規定により作成された予定価格以上かつ、最高価格で入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。

(5) くじによる決定方法

入札書に任意の3桁の番号（000～999）を記載し、事前に「4 入札参加申込みの方法」における電子メールで提出された順に番号（0、1、2・・・）を割り当てる。（参加申込者が入札書を提出しなかった場合は、次の提出された参加申込者の番号を繰り上げる。）対象業者全ての3桁の番号を合計し、対象業者数で割った余りを求め、割り当てた番号と余りの数字が一致した業者が決定業者とする。

(6) 落札者への通知

落札業者には、開札後速やかに電子メールで結果を通知する。

(7) 入札結果の公表

本入札の結果は、開札後速やかに日出町ホームページで公表する。

(8) その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金

免除とする。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 本公告において示した入札参加資格のない者のした入札。
- (2) 入札参加申込みで必要書類を提出しない者又は資料に虚偽の記載をした者、入札に関する条件に違反した者のした入札は無効とし、これらの入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、町長が入札参加資格のある旨を確認した者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、「2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項」の要件に該当しなくなった者のした入札は無効とする。
- (3) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。
- (4) 同一の入札について2回以上の入札をした者の入札。
- (5) 同一の入札について2回以上の入札者の代理人となった者のした入札。
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札。
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札。
- (8) 提出期限までに入札書、入札金額内訳書を提出しなかった者のした入札。
- (9) 入札書に係る説明を求めた場合に正当な理由なく、これを拒否した者のした入札。
- (10) 予定価格未満の金額の入札。
- (11) 制限付一般競争入札参加資格確認申込書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札。
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札。

10 その他

- (1) この公告に定めのない事項については、日出町物品等供給契約の競争入札参加資格等に関する要綱（平成24年10月5日告示第77号）、日出町物品等供給契約に係る一般競争

入札実施要綱（平成 30 年 3 月 19 日告示第 10 号）、日出町物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成 25 年 3 月 26 日告示第 19 号）、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）、日出町契約事務規則（平成 26 年 4 月 1 日規則第 15 号）、その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

- (2) 競争入札参加資格を有する入札参加者が 1 者であっても開札を行い、落札者を決定する。ただし、契約担当者の判断により開札の中止又は延期をすることがある。
- (3) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、入札参加条件の要件を満たさなくなった場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (4) 落札者は、落札の通知を受けた日を含めて、7 日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (5) 開札から契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約（議会の議決を要する場合は、仮契約）を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の 100 分の 5 を違約金として徴収する。
- (6) 提出された書類は返却しない。
- (7) 入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。
- (8) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (9) 入札書及び契約の手續において使用する言語は日本語。通貨は、日本国通貨とする。

11 問合せ先

【入札・契約に関すること】

〒879-1592 大分県速見郡日出町2974番地1
日出町役場 財政課 契約検査係
電 話 0977-73-3117 (直通)

【仕様書に関すること】

〒879-1506 大分県速見郡日出町3891番地2
日出町教育委員会 教育総務課
電 話 0977-73-3157 (直通)